

# 一般廃棄物処理基本計画の追補（案）に対する ご意見を寄せてください。

## ～市民意見公募（パブリックコメント）のお知らせ～

国は、令和7年4月15日通知で、市町村に対して当該市町村の区域内で発生する家庭から排出されるすべてのリチウム蓄電池等の回収体制を構築することを求めており、会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センターにおいては、令和8年度以降、「蓄電池類（蓄電池を使用した製品を含む）」「乾電池類」「水銀使用製品」の中間処理に対応することとしました。

これらを受けて、本市においても、令和8年度から、「蓄電池類」「蓄電池を使用した製品」「乾電池類」「水銀使用製品」の拠点回収を開始することとし、「会津若松市一般廃棄物処理基本計画（令和3年4月改訂版、令和5年11月追補、令和7年2月追補）」の追補を行なうものです。

一般廃棄物処理基本計画の追補（案）について、より多くの市民の皆様のご意見を反映させるため、広く意見を募集します。ご意見がある方は、下記により提出してください。

### 記

1 募集期間 令和7年12月18日（木）から令和8年1月16日（金）まで（必着）

2 意見を提出できる方

- (1) 市の区域内に住所を有する方
- (2) 市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- (3) 市の区域内にある事務所または事業所に勤務する方、および市の区域内に事務所または事業所を有する法人その他の団体の構成員
- (4) 市の区域内にある学校に在学する方

3 意見の提出方法

別紙「一般廃棄物処理基本計画の追補（案）に対する意見書」に記入の上、直接持参するか、郵送、ファクシミリ、電子メールにより、環境共生課まで提出してください。

また、意見書の様式によらず提出することも可能ですが、その場合、氏名、住所、電話番号（法人等の場合は、名称、所在地、電話番号）を必ず明記してください。匿名や電話での意見提出は受け付けません。

〈提出先〉

〒965-0873 追手町2-41 会津若松市役所環境共生課 宛て

ファックス 0242-29-1618

電子メール kankyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

（留意事項）

- ・意見内容の確認が必要な場合、こちらから連絡することがありますので、必ず電話番号を記入してください。
- ・いただいた意見は返却いたしません。
- ・個々の意見に対して、直接回答はしませんので、ご了承ください。
- ・お寄せいただいた意見については、氏名など個人情報を除き、意見に対する市の考え方とあわせて公表する場合があります。

4 閲覧場所

一般廃棄物処理計画の追補（案）の内容については、環境共生課、市政情報コーナー、北会津・河東支所、各市民センター、生涯学習総合センター、さらに市のホームページでご覧いただけます。